

全国一斉の陸海空パトロール(代表的事例)

別表

地域	陸/海/空別	事業名	実施エリア	実施期間	実施主体等	概要
北海道	空	スカイパトロール	北海道地方環境事務所管轄区域内	6月、10月	北海道、北海道地方環境事務所	ヘリコプターによる上空からの不法投棄監視を実施する。
東北	陸	不法投棄監視パトロール	各県・市	5～6月	各県・市、東北地方環境事務所	各県、市及び東北地方環境事務所が連携して不法投棄監視パトロール等を実施する。
	空	合同スカイパトロール	山形県内	6月、10月	山形県、山形県警、酒田海上保安部、東北地方環境事務所	山形県、山形県警、酒田海上保安部等が連携し、防災ヘリコプターによる不法投棄監視パトロールを実施する。
関東	陸/海/空	不法投棄防止統一パトロール	富士山麓を中心とする静岡県内全域	5月30日 12月7日	富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議(静岡県、関係市町、関東地方環境事務所等の国関係機関、民間団体により構成)等	富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議、産業廃棄物不法投棄監視員及び住民監視組織等が不法投棄の発見及び防止等のため、富士山麓を中心とするパトロールを県内全域で実施する。また、海上保安部及び県警の協力による海、空からのパトロールも同時に実施する。
中部	空	不法投棄監視スカイパトロール	三重県	6月1日	三重県、中部地方環境事務所	県防災ヘリコプターによる上空からの監視パトロールを実施する。

近畿	海	海上パトロール	神戸港・大阪湾内	・6月6日(神戸港内) ・6月7日(大阪湾内)	兵庫県、大阪府、第五管区海上保安本部、近畿地方環境事務所、関係市等	瀬戸内海播磨灘海域における建設残土等海洋不法投棄の再発防止を図るため、海上保安庁第五管区海上保安本部の巡視艇により、大阪府、兵庫県、関係市等の参加のもと、神戸港内と大阪湾内の海上パトロールを実施する。
中国	陸/海/空	・不法投棄監視陸上パトロール ・不法投棄監視合同シーパトロール ・不法投棄監視合同スカイパトロール	・中国四国地方環境事務所管轄区域内(中国エリア、陸上) ・広島県沿岸、岡山県海域(海上) ・広島県、岡山市(空中)	・6月(陸上) ・6月6日(岡山県海域) ・5月30日(岡山市空中) ・6月(広島県全域)ほか	岡山県、広島県、広島県警察本部、第六管区海上保安本部、中国四国地方環境事務所、関係市等	不法投棄防止対策として監視パトロールを行っている自治体と、海洋環境保全に係る行政機関と合同で、巡視艇や航空機を使用した合同パトロールを実施予定。
四国	陸/海	・監視パトロール業務(陸上部) ・海岸線及び島嶼部監視パトロール事業(海上部)	・高松市(陸上部) ・高松市海岸部及び島嶼部(海上部)	・5月30日～6月5日(陸上部) ・6月4日(海上部)	高松市、高松事務所、高松海上保安部他	市内における廃棄物不法投棄防止事業として、県警の協力を得て地元監視パトロール隊とともに不法行為者等の特定と適正指導を実施する。また、高松海上保安部や香川県警察航空隊等の協力により、巡視艇やヘリコプターを使用しての高松市海岸部及び島嶼部並びに高松市内全域における海上パトロールを実施する。
九州	陸/海/空	監視パトロール	九州地方環境事務所管内自治体	6月ほか	九州地方環境事務所管内自治体、九州地方環境事務所	管轄区域内の自治体が陸海空のパトロール等の監視活動を実施する。

\*なお、この他にも全国各地で、関係機関が連携した監視活動・パトロール事業が実施される予定です。